

消防計画・予防規程の変更が必要です！

※ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され、該当となる事業所は手続きが必要となります。



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法とは？

日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型大地震の発生に備え、防災対策を推進することを規定した法律で、特定の施設や事業を管理又は運営する方は、津波からお客様や従業員を守るため、津波からの円滑な避難の確保等の事項を定めた**対策計画**又は**防災規程（消防計画又は予防規程）**の**作成・届出が義務付けられています。**

今回の法令改正では、次の事項が変更となりました。

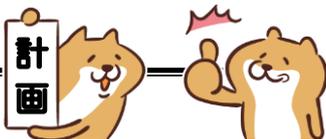
・対策計画又は防災規程を作成しなければならない対象の拡大

津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、北海道知事が設定する津波浸水想定において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴い発生する津波により、水深30cm以上の浸水が想定される区域に所在する事業者

・対策計画又は防災規程に定めなければならない項目の追加

そのため、今回初めて対象となった事業所は、消防計画又は予防規程に『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対策』について新たに定めなければなりません。

また、すでに対象となっていた事業所についても、新たに定めなければならない項目が追加されましたので、内容の変更が必要となります。



《変更手続きの流れについて》

釧路市消防本部から対象となる事業所へ、通知文及び手続きに必要な書類を送付いたします

届いた書類の内容を確認し、必要事項を記載のうえ、次の提出先へ提出してください
消防計画は『最寄りの消防署』、**予防規程**は『釧路市消防本部予防課』

提出書類の内容を確認後、控えをお返ししますので、維持管理台帳等へ保管してください



釧路市のホームページにも、手続きに必要な書類等を掲載していますので必要に応じて、ダウンロードしてご使用ください。